

令和5年度真狩村結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化及び子育て支援対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用の一部を補助するものとし、その補助については、真狩村補助金等交付規則（昭和55年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住宅購入費用とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った結婚を機に新たに住宅を購入した費用で、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に購入した住宅を対象とする。
- (3) 住宅リフォーム費用とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った結婚を機として行った住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、婚姻日より前に実施した工事にあっては、婚姻日から起算して1年以内に実施した工事を対象とする。
- (4) 住宅賃借費用とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った結婚を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その額を控除する。
- (3) 引越費用とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。ただし、勤務先から引越手当等が支給されている場合は、その額を控除する。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用を支払った世帯。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ次により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

(世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の夫婦の所得を合

算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- (3) 対象となる住居が真狩村内にあり、真狩村の住民基本台帳に登録されていること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 新婚世帯に真狩村暴力団排除条例（平成24年条例22号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者等を含まないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 補助申請期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、真狩村結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
 - (2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
 - (3) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書（住宅費における購入の場合）
 - (4) 住宅の売買契約又は工事請負契約に係る領収書（住宅費における購入の場合）
 - (5) 住宅の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住宅費における賃貸借の場合）
 - (6) 住宅手当等支給証明書（別記様式第2号）（住宅費における賃貸借の場合）
 - (7) 引越費用に係る領収書（引越費用の場合）
 - (8) 婚姻届受理証明書等の婚姻の日が確認できる書類
 - (9) 同意書（別記様式第3号）
 - (10) 誓約書（別記様式第4号）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 村長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、真狩村結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに真狩村結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて

村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、真狩村結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、当該年度の事業完了時に速やかに、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 真狩村結婚新生活支援補助金実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 家賃支払内訳書（別記様式第9号）（住宅費における賃貸借の場合）
- (3) 家賃等の領収書（住宅費における賃貸借の場合）

（補助金の額の確定）

第8条 村長は前条で定める実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告等の審査により、補助金の交付の決定内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは補助金交付額を確定し、真狩村結婚新生活支援補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第9条 補助対象者は、前条の通知書を受けた場合は、速やかに真狩村結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第11号）を村長に提出しなければならない。

- 2 補助金の支払いは、前項の補助対象者からの請求に基づき、支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 関係法令及びこの要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他、村長が相当の理由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 補助対象者は、村長が補助金の交付決定を取り消した場合について、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施工期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力有する。